

平成 2 5 年 1 2 月定例会

公立岩瀬病院企業団議会会議録

平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日

平成25年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会会議録

平成25年12月26日(木)

議事日程第1号

平成25年12月26日(木曜日) 午前10時00分 開議

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案第6号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

第4 議案第7号 公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例

第5 議案第8号 平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)

出席議員(10名)

1番 石堂正章 議員	2番 須藤政孝 議員	3番 円谷 寛 副議長
4番 荒井裕子 議員	5番 塩田邦平 議員	6番 長谷部一雄 議員
7番 加藤和記 議員	8番 森 清重 議員	9番 丸本由美子 議員
10番 菊地忠男 議長		

遅参通告議員

なし。

欠席議員

なし。

説明のため出席した者

企業長	伊東幸雄	総院長	吉田直衛
院長	三浦純一		
副院長兼看護部長	安達恵美子	事務長	菅野俊明
医事課長	有賀直明	総務課長	塩田 卓
病院建設対策室長	鎌田大輔		

欠席した者

副院長兼循環器内科部長 大谷 弘

午前10時00分 開会

議長（菊地忠男君）

皆さん、おはようございます。

ただいまより平成25年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

出席議員は定足数に達しております。

本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、例月出納検査の結果報告書が提出されております。印刷の上、お手元に配付しておりますので、ご了承願います。

これより議事に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決しました。

日程第2、会議録署名議員の署名を行います。

会議録署名議員は、本会議規則第77条の規定により、議長において、9番、丸本由美子議員、1番、石堂正章議員、2番、須藤政孝議員を指名いたします。

この際、日程第3、議案第6号から日程第5、議案第8号までの議案3件を一括して議題といたします。

あらかじめ、お願いいたします。説明・質問及び答弁に当たっては、自席で起立の上、簡潔明確に発言され、会議の円滑な進行にご協力願います。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

企業長。

企業長（伊東幸雄君）

おはようございます。企業長の伊東でございます。よろしくお願いたします。

本日、平成25年12月公立岩瀬病院企業団議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には、平成25年も残すところあとわずかとなりましたけれども、何かと多用のところご参集をいただきまして、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

また、ことし1年賜りましたご支援、ご協力に対しまして、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、ただいま議題となっております議案第6号、公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてのほか、単行議案1件、補正予算1件の提案理由の説明でございますけれども、これに先立ちまして、昨年度から5カ年計画で策定しております「公立岩瀬病院中長期計画」を推進し、現在、全職員で改善・改革に取り組んでおるところではございますけれども、これら病院事業につきまして、前回の定例会議後の概要等について、主なものをご報告申し上げたいと思います。

初めに、東日本大震災からの復旧・復興事業についてでございます。

おかげさまでもちまして、本日議場としておりますけれども、この新外来棟が完成をしまして、今月の1日に関係皆様のご臨席のもと、開所式を挙行し、翌2日から外来診療を開始したところでございます。

病院にとりましては、半世紀単位の大事業ということになりますけれども、一日も早い供用開始を目指しまして、震災後、建設環境が大変厳しい中ではございましたが、予定どおりこの日を迎えられることを、改めまして議員皆様のこの間のご支援に対しまして、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

震災直後から、医療を継続して提供するために被災建物を暫定的に補強したり、危険除去のための解体を進めるなど、必要な整備・補修を行ってまいりましたけれども、このたびの新外来棟の竣工によりまして、今後は旧外来棟につきましてはこれを解体・撤去をし、今年度内の完了を目指して進めております。その後、駐車場などの整備のための外構工事を連続的に進める計画としております。

なお、駐車場につきましては、解体後の外構工事の中で、約80台程度の増設を目指しておりまして、これによりまして完成しますと、総収容台数が220台程度に拡充されるという計画となっております。ただ、この間、駐車場の運営につきましては、解体工事現場を挟んでの運用となりますので、安全確保のための防護柵などが設置されます。したがって使用可能な駐車台数が一時的に制限をされることと

なりますので、この点、ご不便をおかけいたしますが、体の不自由な方の来院には優先して使用いただける「おもいやり駐車場」の台数を増設したほか、正面玄関前にはロータリーを設置し、患者さんの送迎に対応するなど、ご理解とご協力をいただきながら運用していきたいと思っております。

これで病院建物としての整備は一応の完成をみることとなりますが、先に整備しておりました新病棟とあわせ、一体的な運用の中で、より機能的に活用し、地域から求められる高度、急性期医療を提供する中で、地域連携に努めながら地域完結型医療を目指してまいります。

新外来棟の稼働に当たりましては、1階の総合案内、あるいは受付周り、そして新たに導入いたしました自動精算機など、2階には外来がありますけれども、エレベーターホール、そして各科外来の動線の要所要所に現在職員を配置しております。また、ボランティアの皆様方のご協力もいただきながら、患者さんが新しい施設内で戸惑いや不安を感じることをないように、案内活動には特に力を入れて取り組んでおるところでございます。

次に、病院経営の根幹となります常勤医師体制についてご報告を申し上げます。

本年10月に福島県立医科大学、臓器再生外科学講座から、常勤医師1名が増員となっております。一方、平成23年度途中から、初期臨床研修を実施していた研修医1名が初期の研修プログラムの全日程を終了し、10月4日付をもって当院を離れております。結果として、研修医を含めました常勤医師体制は21名のままでございますので、増減はございませんが、即戦力となる常勤医師の増員という意味では増員が図られたということになります。

また、来年1月から3月までの間、東日本大震災小児医療復興新生事務局というところからの支援として、沖縄県に在住する小児科医師が常勤医師として当院に勤務をする予定となっております。このほか、現在、当院に勤務をしております医師が産後休暇から引き続き育児休業の予定となっておりますので、福島医科大学のほうに医師の派遣をお願いしてきたところでございますが、こちらのほうも同じく1月から常勤医師1名が新たに着任するということになっております。

更に、福島県立医科大学以外でございますが、関東圏の大学のほうにも訪問しておりますが、こちらのほうは医師招聘活動の結果、非常勤ではございますけれども、10月30日から日本医科大学小児科から毎週水曜日の外来診療の医療支援が開始

されております。また、11月7日からは東京医科歯科大学関連の小児科医による毎週木曜日の外来診療支援が開始をされております。いずれも非常勤医師による医療支援ということにはなりますが、これによりまして当院勤務医が入院診療に特化できるなど、診療体制の充実につながっておりますのでございます。

全国的な医師不足が叫ばれる中、特に福島県内での病院勤務を希望する医師が減少しているという現状も、困難な状況に拍車をかけておりますが、どうしてもこの医師体制の整備が地域医療にとって、また当院の経営にとっても最重要課題でありますので、引き続き医師招聘活動を強化して、また我々の得た情報については関係機関へも提供しながら、病院の活動とあわせて、行政、地域とも連携を密にしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたけれども、今定例会には議案6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」、そして福島県地域医療再生臨時特例基金、これを活用いたしまして、今回、地域医療連携ネットワークシステムを導入するというので、これにかかる経費を「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算（第1号）」としても提案をしているところでございます。これらを含めまして、単行議案2件、補正予算1件を提案しておりますので、詳細につきましては事務長のほうからご説明を申し上げます。慎重にご審議の上、速やかに議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますけれども、ことしも残りわずかとなりました。日一日と慌ただしさが増しておりますけれども、議員各位のおかれましては健康に留意をされ、輝かしい新年を迎えられますよう、衷心より祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（菊地忠男君）

事務長。

事務長（菅野俊明君）

それでは、ただいま議題となっております議案第6号から議案第8号までの議案3件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

お手元に配付しております公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をごらんください。平成24年8月に成立した消費税法によりまして、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税率が現在の5%から8%に引き上げられます。これに伴いまして、当院の自由診療料金について、8%に引き上げをいたしたく、これが使用料及び手数料条例の一部について改正するものであります。改正のほうは、別表を全部改正するものであります。添付書類であります新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。右の欄が現在の料金でございます。左の欄が改正予定の料金でございます。1ページほか、表中にあります100分の105とある部分、これを100分の108に改正し、また5%込みの金額で表示してあるものにつきましては、8%込みの金額に改正するものであります。

3ページの7(1)から4ページ(4)までは、非課税としておりますので、改正はございません。

10ページをごらんいただきたいと思っております。この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。経過措置として平成26年4月1日以降に改正前の料金の算定にかかる部分につきましては、従前の例によりまして5%の適用となります。

次に議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例のほうをごらんいただきたいと思っております。この条例につきましても、当院の訪問看護利用料金につきましては、8%に引き上げられるものでございます。改正要旨につきましては、添付書類の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。第4条の利用料金について、(1)から(3)に規定する料金について、8%に改正するものであります。この条例は、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に議案第8号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)」これについてご説明いたします。

平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算(第1号)をごらんください。平成25年度公立岩瀬病院事業会計予算について、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について補正をするものでありますが、まず、1ページの当初予算第2条第4号中に定めております資産購入費、これは什器、備品購入費外、

1億2,000万円、これを6,275万円増の1億8,275万円に改めるものであります。

2ページの第4条の資本的収入及び支出、こちらをごらんください。建設改良費6,275万円増としていますが、1つは福島県地域医療再生臨時特例基金補助事業に基づきまして、地域医療連携ネットワークシステム導入の経費とその財源である補助金5,775万円、これは100%全額補助金で賄うものでございます。これを計上するものであります。

地域医療連携ネットワークシステム事業は、名古屋大学医学部と遠隔画像診断のネットワークシステム整備を実施するものであります。この整備によりまして、名古屋大学に脳卒中疑いの患者さんの画像を送り、当院での治療方針を指導いただくことができるものでございます。脳疾患の救急患者さんのうち、当院の内科で治療の対応ができる症例を充実させることができます。

そして2つ目でございますが、現在、保有している公用車2台のうち、1台につきまして、車種はエスティマになりますが、平成17年1月に購入、既に9年経過しておりますが、走行距離18万キロを超え、この秋口より故障も多くなってきております。主にこの車のほうは医大の教授を初め、支援医師の送迎用に使用しております。高速道路の走行も頻繁にしておりますが、医師送迎用の公用車としましては、甚だ安全性に不適格な状態となっておりますので、安全確保を最優先として、これを廃車として、資産購入費として、新車を500万円で購入したいとすることでございます。

この補正により、基本的収支にかかる不足額500万円の財源につきましては、過年度分損益勘定留保資金で対応することとしております。都合合わせて6,275万円の資産購入費の増とするものであります。

次に第3条の収益的収入及び支出につきましても、11月までの実績を踏まえまして、必要な補正をするものですが、当初予算で予定しておりました分の執行残、1億400万円を補正減するものであります。

3、4ページの補正予算実施計画、こちらをごらんください。まず、4ページの支出につきまして、11月までの実績をもとに執行残となった分、これを減額するものであります。1目、給与費につきましては、6,500万円を減額、2目、材料費は、薬品費、診療材料費と給食材料費を合わせて2,750万円の減額、3目、

経費につきましては、1,150万円減額するものでございます。当初予算では、医師招聘の取り組みを強化することによりまして、正職員の医師19名体制、また常勤の顧問医師及び研修医師合わせて5名体制の24名体制を想定しています。また、非常勤医師の外来支援も厚くなるよう積算しておりましたが、正職員の医師は4月18名よりスタートしております。5月からは17名、10月からは外科1名増員によりまして、18名体制、また常勤顧問医師及び研修医師は3名体制の合わせて20名から21名体制で、この間推移していくことによりまして、執行残がその主な内容になります。

そのほか、11月までの実績を今後の計画を精査しまして、所要の補正をするものであります。材料費につきましては、医薬品費、診療材料費と給食材料費につきまして、入院患者数が当初予算よりも下回っていることに伴いまして、11月までの実績として2,750万円減額、経費につきましても、11月までの実績で1,150万円減額するものであります。

あわせて3ページの収入ですが、本年11月までの実績で、入院患者数が当初予算を下回っております。その後、患者数は増加傾向にございますが、年度決算部分においては当初予算を下回る見込みでございますので、これを1日平均入院患者数を当初予算200人から7人減の193人とし、これにより入院収益を1億400万円補正減額するものであります。

7ページの資金計画の補正、これと8ページから9ページの予定貸借対照表の補正、それら10ページから12ページの給与費明細書の補正につきましては、内容のほうの説明は省略させていただきます。

以上、議案3件について、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（菊地忠男君）

これより議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（菊地忠男君）

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第6号「公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第7号「公立岩瀬病院訪問看護ステーション設置条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

異議なしと認めます。

これよって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第8号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

質疑なしと認めます。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

討論なしと認めます。

これより議案第8号「平成25年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(菊地忠男君)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成25年12月26日公立岩瀬病院企業団議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

平成25年12月26日 午前10時30分 閉会